



平成 28 年 7 月 19 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ウ ッ ド ワ ン
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 中 本 祐 昌
(コード番号 7898 東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部本部長 藤 田 守
(TEL : 0829-32-3333)

ストック・オプション(新株予約権)の発行内容確定に関するお知らせ

当社は、平成28年6月28日開催の定時株主総会において承認されました会社法第236条、第238条および第239条の規定による新株予約権の付与について、平成28年7月15日開催の取締役会において決議しましたが、未定となっていました項目につき、本日、下記のとおり確定いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権の総数 500 個

2. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 8 名 479 個 (社外取締役には割り当てない。)

執行役員 6 名 21 個

3. 新株予約権の払込金額

無償(新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。)

4. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の種類および数(以下「目的株式数」という。)は、当社普通株式 1,000 株とする。なお、新株を発行せず自己株式を代用する予定である。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

調整後目的株式数 = 調整前目的株式数 × 株式分割または株式併合の割合

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第 180 条第 2 項第 2 号の日以降、適用されるものとする。当社による合併、会社分割、株式の無償割当等目的株式数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(本日確定した事項)

新株予約権1個当たり 245,000 円

(1株当たり 245 円)

以上